ひとり親家庭等就業支援相談

ひとり親家庭等のママ・パパの就職活動をマンツーマンでお手伝いします。※仕事や求職活動をしていない人で、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出」が必要な場合はこの機会をぜひご利用ください。

就労支援専門員による相談	ナビゲーターによる相談
	8/5月23金・29休

時間: 10:00 ~ 16:00 (1 人 1 時間程度)場所: 役場 202 会議室 申込み: 下記に電話で予約申し込み。

間 こども支援課児童福祉担当 内 243

ひとり親家庭等医療費助成制度

児童扶養手当と同じ支給要件で、医療費の一部助成を行います。※健康保険に加入している人に限る

間 こども支援課児童福祉担当 例 243

埼玉県西部母子・父子福祉センター

ひとり親家庭の人の経済的自立を支援する就業相談や養育 費に関する相談を行っています。希望する人には女性弁護 士による法律相談(予約制)も行っています。

時間:月~金曜日 (祝日を除く) 9:00 ~ 17:00 料金:無料

間埼玉県西部母子・父子福祉センター☎ 283-7991

ひとり親家庭相談会

ひとり親の自立をお手伝いする専門支援員がお話しを伺います。 ※お子さんの高校・大学・専門学校などの進学費用についてお困り の人には、無利子で利用できる福祉資金貸付の紹介も行います。

埼玉県西部福祉事務所 母子・父子自立支援員による相談

8/14 水 21 冰

時間: 10:00 ~ 16:00 (1 人 30 分程度) 場所: 役場 202 会議室 申込み: 下記に電話で予約申し込み。

間 こども支援課児童福祉担当 例 243

ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンター利用料助成

ひとり親家庭の父または母および養育者を対象に、利用料金の半額を助成します。(月1万5千円が上限)

間 こども支援課児童福祉担当 例 243

ひとり親家庭高等訓練促進資金貸付制度

高等職業訓練促進給付金を受給している人に、入学準備金 (50 万円以内) や就職準備金 (20 万円以内) の貸し付けを行います。 資格取得した日から 1 年以内に、その資格を活かして埼玉県内で 就職し 5 年間従事した場合、貸付金の返済義務が免除されます。

間 埼玉県社会福祉協議会 (ホームページを参照)

福祉資金貸付・給付制度※講座などの申し込み前に必ずお問い合わせください。

● 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

家庭の経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために、必要な 資金を貸し付けする制度です。※希望する人は事前相談してください。 【貸付内容】就学支度金、修学資金、技能習得、修業、生活、住宅、 転宅、事業開始・継続、結婚(子)

● 自立支援教育訓練給付金

指定教育講座受講修了者に、経費の60%(上限20万円)を支給します。※令和元年度から、**都道府県知事等が指定するものを受講した場合に限り上限80万円**)

間 埼玉県西部福祉事務所☎ 049-283-6800

● 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

- ●高等学校卒業程度認定試験の対策講座を修了した場合、 受講経費の20%(上限10万円)を支給。
- ② の給付を受けた人が受講修了日から 2 年以内に高卒認 定試験の全科目に合格した場合、受講経費の 40%を支給。 (上限 15 万円※ ● との合計)

● 高等職業訓練促進給付金

資格取得のため (看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師など)、1年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間の全期間 (上限 48 か月) 月額7万5千円 (非課税世帯 10 万円) 支給します。

2019 年度 ひとり親家庭向け看護学校受験対策講座

看護師・准看護師として働くことを希望するひとり親家庭の父・母を対象に看護学校受験対策講座を無料で開講しています。 ※教材費のみ自己負担となります。

- ●看護学校受験コース: 国語・数学・英語・小論文 ※1日3コマ・全60コマ120時間 教材費 9,000円
- ❷准看護学校受験コース:国語・数学・作文 ※1日2コマ・全40コマ80時間教材費6,000円 会場:県内4か所(大宮・春日部・川越・熊谷)で開催。※各会場の日程など詳しくは下記へ問い合わせ。
- **間**(公財)埼玉県母子寡婦福祉連合会☎ 048-822-1951

ひとり親家庭等を対象としたパソコン教室、電話・面談相談、各種セミナーやおしゃべりサロン、子どもの学習支援なども実施されています。詳細はお問い合わせください。聞きたいこと、心配なことなどありましたら一人で悩まずにご相談ください。 こども支援課児童福祉担当 例 243

児童扶養手当現況屆提出期間

必要な人に必要な支援を
ひとり親家庭
などへの支援
さまざまな制度を
ぜひご利用ください

児童扶養手当受給者は、受給資格を確認するため提出期間内に現況届を提出してください。

児童扶養手当受給者は、前年の所得等の状況と8月1日現在での受給資格を確認するため現況届を提出してください。添付書類等の詳細は、該当者に郵送にて通知しています。※現況届を提出しないまま2年が経過すると、時効により受給する資格がなくなりますので、必ず提出してください。(特に、現在所得オーバーにより支給停止の人は、その後所得が下がって受給できる場合がありますのでご注意ください。)

8/1(木)~ 30(金)

(土日祝日を除く) 8:30~17:15まで

※8月3日出は8:30~正午まで

問い合わせ こども支援課児童福祉担当 内線 243

※ 8月22日休は8:30~19:00まで

児童扶養手当

父母の離婚などが理由でひとり親である家庭の生活の安定と自立、子どもの福祉の増進を目的として支給される手当です。

手当額(月額)

平成 31 年 4 月から手当額が変更となりました。(消費者物価指数の上昇に伴う増額)

	全部支給	一部支給(所得に応じる)	
子ども 1 人	42,910 ⊞	42,900円~ 10,120円 10,130円~ 5,070円 6,070円~ 3,010円	
2人目の加算	10,140円		
3人目以降の加算	6,080∄		

● 所得制限額

扶養親族等	本人		扶養義務者・配偶者
扶食柷佚寺	全部支給	一部支給	・孤児等の養育者
0人	49万円	192万円	236 万円
1人	87万円	230 万円	274 万円
2人	125万円	268 万円	312 河
3人	163万円	306 万円	350 万円
4人	201 万円	344 万円	388 万円

※養育費の8割は所得に加算されます。

※一律控除(8万円)のほか、諸控除が受けられる場合があります。

対象者

次のいずれかに該当する子どもを育てている親または養育者で 一定の要件に該当する場合に支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した子ども
- ・父または母が死亡した子ども
- ・父または母に一定の障がいがある子ども
- ・父または母の生死が明らかでない子ども
- ・父または母に1年以上遺棄されている子ども
- ・父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた子ども
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている子ども
- ・母が婚姻によらないで懐胎した子ども
- ※子どもが 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで対象(一定の障がいがある場合は 20 歳未満)

● 対象外

- ・申請者や子どもが日本国内に住所を有しない
- ・子どもが児童福祉施設などに入所している

消費税率の引き上げに伴い、税制上の寡婦控除が適応されない未婚のひとり親に対し、臨時・特別給付金を支給します。

● 支給額 17,500 円

(児童の数に関わらず、支給対象者1人につき1回限り)

● 支給時期

令和2年1月(原則)

■ 対象者 下記の全てを満たす人

- ●令和元年 11 月分の児童手当を受給する父または母
- ②令和元年 10 月 31 日の時点で、これまで一度も法律婚をしたことがない人
- 3合和元年 10月 31 日の時点で、事実婚をしていない人

● 申請方法

8月1日休~12月27日蛍にこども支援課の窓口で申請 (現況届と同時申請可)。

● 申請に必要なもの

- ●申請書
- 2 戸籍謄本(抄本)
- ❸金融機関名・□座番号・□座名義(カナ)のわかるもの(児童扶養手当の受け取り□座以外を指定する場合)
- ●本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)
- ※「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。ATM を操作して他人からお金を振り込んでもらったり、手数料の振り 込みを求めることは絶対にありません。

13 | MIYOSHI | 12